

NPO 国際ハートサポート協会 会員規約

第1条（入会基準）

NPO 法人 国際ハートサポート協会の活動目的に賛同する者は、特別な理由がない限り、第2条に定めるいずれかの種別の会員になることができる。入会希望者は、入会金または会費を納入するとともに別に定める入会申込書を理事に提出し、理事長の承認をもって会員登録される。理事長は、入会を拒否する正当な理由がない限り入会を承認し、入会を認められない理由があるときには、その理由をあきらかにして入会希望者に通知する。

第2条（会員の種別）

会員は次の3種別として、このうち正会員は議決権を有する特定非営利法人活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人および団体。
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体。

第3条（入会金および会費）

会員が納入すべき入会金および会費は以下のとおりとする。

	会員の種別	入会金	年会費
(1)	正会員	20,000 円	20,000 円
(2)	一般会員	10,000 円	18,000 円
(3)	賛助会員	0 円	12,000 円

※一般会員および賛助会員は、口座引き落としにより12分割することができる。

第4条（会員資格の喪失）

会員がつぎの各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人の死亡、若しくは失踪宣言を受けたとき、または、会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第5条（退会）

退会しようとする場合は、別に定める退会届を理事長に届け出て、任意に退会することができる。

第6条（除名）

会員がつぎの各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき。

7条（抛出商品の不返還）

既納の会費およびそのほかの抛出商品は、返還しない。

以上